

番 号：諮問第185号

答 申 日：令和元年7月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった非開示決定及び部分開示決定において非開示とした部分のうち別表1及び2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成29年12月19日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、開示決定等期限延長を行った上で、審査請求人に対し、別紙(2)による非開示決定処分並びに別紙(3)及び(4)による部分開示決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、別紙(2)及び(3)に係る処分については平成30年2月9日付け企画第12190001号で、別紙(4)に係る処分については平成30年2月15日付け企画第12190001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年3月1日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分のうち、別紙(3)の和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書の「合意事項」及び「協議内容」並びに

なさが際立っていることから、この中間報告書こそが他自治体の「最終報告書」に対応するものであり、公開されなければならない。

ウ 誤解を生じさせる可能性について

県は、中間報告書には修正や削除が必要な情報が多数含まれているので、そのような情報を公開すれば、かえって県民に誤解を生じさせ、情報公開制度の趣旨に反する旨主張する。

中間報告書は、委託契約に基づく〇〇〇〇の中間における確定した調査や分析の見解であり、それ自体完結した報告書である。

しかし、県民は、中間報告書であること、交通インフラについては課題の提示にとどまっていることも十分承知の上で見るのであり、県民が誤解するというのは県民には理解力がないと見下した見方であり、開示を拒否する理由にはならない。また、課題があるならそれを県民に知らせることこそ行政に求められている姿勢であり、中間報告以降大幅な修正が加えられたとしても、その修正された情報を県民に開示して説明すれば理解されることであり、説明責任を全うすれば、こと足りることである。

そして、最終報告書が公表された時点においては、県民は、中間報告書と最終報告書の両方を入手して読むのであり、誤解を生じることはない。

エ 委託業者のノウハウについて

〇〇〇〇が他自治体から同じような業務を受託し、提出した報告書については、インターネット上で公開されており、多くのノウハウがオープンになっている。よって、〇〇〇〇の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれは存在しない。

オ 和歌山 I R 基本構想の公表

県は、平成 30 年 5 月に「和歌山県 I R 基本構想」を公表しており、和歌山県 I R のコンセプトを示しているのであるから、「本県の強みや弱みといった情報」が中間報告に示されていたとしても、今さら隠す必要がない。

カ 全部非開示の是非

〇〇〇〇という名称は、すでに県が業務委託した際に公表していた情報であり、その情報に県が非開示理由とした条例第 7 条第 5 号及び第 6 号の適用が及ばないのは明白である。また、中間報告書のタイトル、ページ数、項目数、項目名称等の情報が存することも容易に推認でき、これらの情報にも条例第 7 条第 5 号及び第 6 号の適用は理由にならない。

したがって、明らかに部分開示できる情報が存じたにも関わらず、それらを含め非開示決定とした違法な決定であり、不当である。

(2) 「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザリー業務に関する打合せ報告書」

及び「和歌山 I R 定例会議打ち合わせ書」について

これら県と〇〇〇〇が行った打合せの内容に関し、それぞれが作成した打合せ報告書についても、「協議内容」や「議事内容」の全面非開示には合理性も必要性もなく、許されるものではない。

県は、開示すると率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると主張するが、どのような意見が出て、どのような議論を経て成案が形成されていったのかという記録は非常に大事なものであり、これを県民が知る機会が与えられなければならない。もし、そのようなおそれがあるとすれば、発言者を非開示にすれば済むことであり、全面非開示の理由にはならない。

ア 機微に触れる情報について

県は、打合せにおいて、民間企業や他の誘致自治体に関する情報及び中間報告といった非公開の内容が話されていると主張するが、それらの内容はいずれも非開示事由には該当せず、開示されるべき内容である。

また、打合せ報告書はすべての発言が記載されるものではなく、打合せの経緯と結果が記載されると考えられるのであり、機微に触れるようなことは記載されていないと思われる。

そして、〇〇〇〇は、県との委託契約上、「機微に触れる情報も」提供する義務があると解されるのであり、全面的に非開示にすることについては理由が立たない。

イ 慎重に取り扱うべき情報について

県は、打合せにおいて、県の取組について検討段階のことも含めて〇〇〇〇に情報を提供しており、その中には誘致活動を進める上で慎重に取り扱うべき情報も含まれていることから、このような情報が公になると、事業の遂行に支障があると主張する。しかし、そもそも、この事業は、誘致活動を進めることに県民が同意している事業ではなく、知事が前のめりになって進めている誘致活動にすぎないことから、県民に対して「誘致活動を進める上で慎重に取り扱うべき情報」も開示して、県民に説明する「説明責任」を負っているというべきである。

また、〇〇〇〇に対しては、打合せ事項についても対外的に守秘義務を課しており、〇〇〇〇から公になることを心配する必要はない。

よって、全面的に非開示にする理由がない。

ウ その他

中間報告書について(1)で述べた主張が、打合せ報告書にも当てはまる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書、審査会への提出意見書（資料を含む。）並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の対象となっている公文書は、本県における特定複合観光施設（以下「IR」という。）の誘致に向けた基本構想の策定に関わるものである。本件処分時には、IRの認定区域数について上限を設定するという方針が示されており、当時から自治体間の誘致競争が行われている状況にあった。

よって、本件対象公文書の内容が開示され公になると、例えば、他の誘致自治体が、本県が委託中の調査内容や本県の強みや弱みといった情報を容易に知りえてしまうことになり、誘致競争を勝ち抜く上での大きな支障となると考えられる。

また、全体として、検討段階の資料であるので、削除、修正がなされる情報も含まれる文書である。

なお、実施機関は、委託業者である〇〇〇〇にとっては、対価を受けて本県に提供している様々なノウハウが流出してしまうという弊害があるとして、弁明書提出時に条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にも該当するとし、非開示理由を追加した。

- 1 「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告」、「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告（サマリ）」及び「和歌山IRの事業性分析中間報告」について

「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告」及び「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告（サマリ）」は、業務委託した項目についての様々な仮定に基づいた検討段階の資料に過ぎず、修正や削除が必要な情報が多数含まれている。そのような情報を公開すれば、かえって県民に誤解を生じさせ、情報公開制度の趣旨に反する結果となる。また、中間報告書がどの程度確定したものかは客観的に判断できないため、この点においても、県民に無用な誤解を生じさせるおそれがある。

また、「交通インフラ概況調査」の部分は、結論の伴わない検討状況の報告となっており、この点について部分的な情報だけが公表されると、県民に誤解や意図しない認識をもたらすおそれがある。例えば、最終報告書には「課題に対する対応策」が記載されているが中間報告の段階ではまだその点の記載がないため、前提として抽出した課題（渋滞が発生するおそれ等）のみが強調されてしまうおそれがあると考えられる。

一方「和歌山IRの事業性分析中間報告」は、内容を作成・選定している途中の資料となる。それゆえ、修正や削除が必要な情報も含まれている。実際、本文書で

取り扱っている分析や計算の内容には最終的に大幅な修正が加えられている。これら作成途中の情報が公表され、一人歩きしてしまうと、県の I R 構想や取組方針に関する誤った認識が拡散してしまうおそれがある。

(1) 第 3 の 2 (1) イについて

審査請求人が提示する他の競争自治体の開示資料は最終報告書であり、中間段階である本件文書とは全く性質が異なる。他の競争自治体も、中間報告書は開示していない。

(2) 第 3 の 2 (1) ウについて

本件文書は打合せに用いる検討資料にすぎず、調査や分析の前提が変更になるなど、完結した報告書では決してない。また、修正や削除が必要な情報を県民に開示すれば、たとえ正当な修正によるものでも、新旧の情報で無用な混乱が県民に生じるおそれがある。

(3) 第 3 の 2 (1) エについて

審査請求人が例示する報告書はいずれも最終報告書であり、中間段階である本件文書とは全く性質の異なるものである。

また、審査請求人が例示する報告書は他自治体のものであり、〇〇〇〇が本県に提供した情報や計算手法など、本県における検討内容と同様の内容が公開されているとはいえない。したがって、本件文書を公開すれば、なお「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえる。

(4) 第 3 の 2 (1) オについて

I R 基本構想の公表は本件処分後の事情であるため、審査会において考慮の対象とならない。また、本件文書は最終報告書の作成に向けた打合せに用いる検討資料でしかなく、修正や削除が必要な情報が多数含まれている。そのような情報を提供すれば、かえって県の I R 構想や取組方針についての県民の理解を阻害する要因となり、県民の県政に対する理解と信頼を深めるといった情報公開制度の趣旨に反する結果となる。

また、「本県の強みや弱みといった情報」は、多数ある情報のうちの 1 つの例に過ぎず、公開されると誘致競争の支障となる情報は本件文書全体にわたる。

(5) 第 3 の 2 (1) カについて

タイトル、ページ数を開示すると、どういったことに分量を割いているかが分かってしまい、そうすると、どのような点を調査しているかが判明してしまうおそれがある。

2 「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」及び「和歌山 I R 定例会議打ち合わせ書」について

中間報告書提出に至るまでの協議内容を記した文書であり、「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」は県が、「和歌山 I R 定

例会議打ち合わせ書」は〇〇〇〇が作成し、県に提出したものである。

打合せにおいては、民間企業や他の誘致自治体に関する情報及び中間報告の内容が話されている。この議論を公にしなければならないとすると、委託業者である〇〇〇〇が機微に触れる情報の提供を差し控えるなど、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

また、打合せにおいては、県の取組について、検討段階のことも含めて〇〇〇〇に情報を提供している。その中には、誘致活動を進める上で慎重に取り扱うべき情報も含まれている。このような情報が公になると、事業の遂行に支障がある。

議論の内容には修正や削除が必要な情報も含まれており、これら作成途中の情報が公表され、一人歩きしてしまうと、県の I R 構想や取組方針に関する誤った認識が拡散してしまうおそれがある。

(1) 第3の2(2)アについて

審査請求人は、打合せ報告書には、打合せの経緯と結果が記載され、機微に触れるようなことは記載されていないと思われると主張しているが事実とは異なる。

また、確かに〇〇〇〇と県は委託契約を締結しているが、当該契約において〇〇〇〇に課される義務は、県に指定された分析・推定等の誠実な履行である。県に対する「機微に触れる情報」の提供は、誠実な業務履行のため任意になされるものであるから、本件文書が公になると、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 第3の2(2)イについて

知事は一般に県民への説明責任を負っているが、「誘致活動を進める上で慎重に取り扱うべき情報」など、事業の遂行に支障を及ぼす情報まで開示する必要はないと解する。

3 打合せに用いられた資料について

〇〇〇〇との打合せには、資料が用いられているが、開示請求の対象公文書ではないと判断している。打合せ報告書と当該資料は、別々に綴られており、当該資料は、打合せ報告書の添付資料ではなく、打合せ協議のための様々な資料という扱いである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 対象公文書について

- (1) 本件開示請求の内容は、別紙(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公文書は、和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する委託契約、当該委託契約に基づき作成された中間報告書及び県と〇〇〇〇との打合せ報告書である。

審査請求人は、本件処分のうち、別紙(3)の和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書の「合意事項」及び「協議内容」並びに別紙(4)の和歌山 I R 定例会議打ち合わせ書の「議事概要」を非開示とした部分開示決定、そして別紙(2)の非開示決定を不服としており、本件審査請求に係る対象公文書は、中間報告書及び県と〇〇〇〇との打合せ報告書であると認められる。

実施機関は、本件審査請求に係る処分について、条例第7条第3号、第5号及び第6号に該当するとして、非開示とした処分を妥当であると主張していることから、当審査会は、インカメラ審理を行い、次項以下のとおり非開示情報該当性について検討した。

- (2) 開示請求のあった日（平成29年12月19日）以前に作成又は取得している公文書が本来対象公文書となるべきであるが、実施機関は、開示請求日以後に作成又は取得した公文書（第9回打合せ報告書に係るもの）についても部分開示決定を行っている。開示請求日以後に作成又は取得した公文書を対象公文書として特定した実施機関の本件処分は妥当ではないが、本来対象公文書として特定すべき公文書ではないことから、当審査会は当該公文書の開示・非開示の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 基準日

実施機関は、本件処分後に I R 基本構想及び最終報告書の公表を行っているが、本件処分の妥当性については、原則として、処分日における事実関係を基礎として判断されることとなる。

- (2) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

法人等が有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても同様であるというのが、条例第7条第3号の趣旨である。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものとされ、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

イ 非開示理由の追加

実施機関は、弁明書において条例第7条第3号を非開示理由として追加したが、理由提示の機能を重視する観点からは、理由の追加を認めることは望ましいこととはいえない。しかし、紛争の一回的解決や理由の追加・差替えが認められないことによる公益上の支障を回避する要請から、以下判断する。

ウ 判断

審査請求人は、〇〇〇〇は、同じような業務を受託して、その報告書もすでにインターネット上で公開されており、多くのノウハウがオープンになっていることから、報告書を開示しても、〇〇〇〇の競争上の地位その他正当な利益を「不当」に害するおそれはないので、条例第7条第3号に該当しないと主張する。

一方、実施機関は、審査請求人が例示する報告書は他自治体のものであり、〇〇〇〇が本県に提供した情報や計算手法など、本県における検討内容と同様の内容が公開されているとはいえず、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ので、条例第7条第3号に該当すると主張する。

しかしながら、委託契約第16条において委託業務の成果品に係るすべての著作権は、県に帰属する旨記載されている。また、同契約第17条におい

て〇〇〇〇には委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけないと義務を課している一方で、県側には当該義務は課されていない。

そうすると、アドバイザリー業務委託契約に基づき、〇〇〇〇が県に提供した情報を開示することは、アドバイザリー業務の性格、〇〇〇〇の他自治体での事業活動等を考慮すると、〇〇〇〇にとって、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認めるに足らず、条例第7条第3号には当たらない。

(3) 条例第7条第5号及び第6号該当性について

ア 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

意思形成過程情報の中には、行政内部で十分、検討・協議がなされていない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合がある。これらの情報をそのまま公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の率直な意見交換を妨げたり、審議会等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また県民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせるなど県民生活に支障を及ぼしたり、特定の者に合理的な理由なく利益を与え、不利益を及ぼす場合もありうる。

このような事態を防止するため、意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、意思形成等に及ぼす支障が看過しえない程度のものである場合には、これを公開しないことができるとするのが条例第7号第5号の趣旨である。

「不当」の判断については、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。

イ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでが「おそれ」として例示的に掲げられ、これらの「おそれ」以外については包括的に規定されている。

適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、実施機関の恣意的な判断を許容す

る趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を考量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

ウ 条例第7条第5号及び第6号該当性について

(ア) 前提

本件対象公文書となる I R 基本構想アドバイザー業務委託契約に基づく中間報告書や打合せ報告書は、条例第7条第5号の「実施機関の行う審議、検討又は協議に関する情報」と同時に、同条第6号の「実施機関が行う事務又は事業に関する情報」ともいえる。

以下、条例第7条第5号及び第6号該当性について判断する。

(イ) 本件処分時に公にされていた情報

実施機関は、中間報告書については非開示決定を、打合せ報告書については部分開示決定を行っているが、県が I R 基本構想策定業務に関するアドバイザー業務を〇〇〇〇に委託したこと、I R 誘致候補地をマリーナシティとしたこと等は当時においてもすでに公にされていた情報である。また、本件審査請求の対象とはなっていないが、〇〇〇〇への委託契約書は開示されており、仕様書に記載されている内容は、本件開示決定においても、ホームページにおいても公にされた情報である。

そうすると、本件処分時に公にされていた情報は、条例第7条第5号及び第6号のおそれではなく、開示すべきである。

(ロ) 一般的に検討されている情報

I R に関しては、国や他自治体においても報告書が作成され、公表されている状況であった。そうすると、I R に関し、一般的に検討されるようなギャンブル依存症対策、I R 設置による経済的な影響、候補地への交通アクセスの調査方法などの項目や内容は、条例第7条第5号及び第6号のおそれではなく、開示すべきである。

(ハ) 客観的な調査データ

中間報告書には交通インフラ概況調査が掲載されているが、マリーナシティを候補地としたことが公表されている以上、マリーナシティへのアクセス等客観的な調査データについては、条例第7条第5号及び第6号のおそれではなく、開示すべきである。

(ニ) タイトル、ページ数等

実施機関は、タイトル、ページ数を開示すると、どういったことに分量

を割いているかが分かってしまい、そうすると、どのような点に重点を置き調査しているかが判明してしまうおそれがあると主張しているが、内容に至らない部分については、条例第7条第5号及び第6号のおそれではなく、開示すべきである。

(カ) それ以外の情報

上記(イ)から(オ)以外の部分については、インカメラ審理し、本件処分日を基準として関連するすべての事情から判断すると、自治体間のIR誘致競争上の支障を生ずるおそれや、検討過程の中間報告書等の資料が開示されることにより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えられ、条例第7条第5号及び第6号の非開示事由に該当すると認められる。

(キ) 小括

以上から、条例第7条第5号及び第6号に該当しない別表1及び2に掲げる部分については、開示すべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件対象公文書の1つである「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」には、当該打合せが資料を用いて行われていることが推測できる記述がある。実施機関は、打合せに用いられた資料は本件対象公文書ではないと判断したとのことだが、審査請求人に当該資料を除く趣旨であったかどうかの確認を適切に行ったのか疑問が残る。実施機関には、開示請求の趣旨を十分汲み取った上で、公文書の特定を行うことが望まれる。これについて、委員1名の反対意見がある。

また、審査請求人は、IR、特にカジノに関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

5 反対意見

委員1名による反対意見は以下のとおりである。

「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」に関して、同書面中に記載のある「資料」についても開示請求の対象であり、実施機関においてこれら資料についても再度特定し、改めて開示決定等をすべきである。

なぜなら、本件開示請求書の「開示を求める公文書」欄には、「○○○○との打合せ議事録」と記載されている。しかし、開示請求者にとっては開示請求がなされ

るまでは当該公文書を確認することができず、資料の有無は不明なのであり、通常の開示請求者の意図とすれば、打合せにおいて使用された資料も含む公文書について、開示請求をしたという趣旨であると考えられるべきである。

ところが、本件に関して提出された各資料、実施機関による説明、審査請求人による説明からは、審査請求人が開示請求の際に、「資料を除く趣旨である」と述べたことはなかったと認められる。そうすると、本件においては、「資料」についても開示請求の対象であると解釈するべきである。

実施機関においては、資料について開示請求がなされなかったということをもって、開示請求の対象としない判断をしたと説明している。また、これについて「資料を除く」とする補正通知を行った形跡もない。条例の趣旨を鑑みれば、実施機関は、開示請求者の知りたい情報の内容を確認するとともに、可能な限り保有する公文書の内容について説明を行い、開示請求の趣旨を十分に汲み取る必要がある。実施機関が本件のように判断をする場合には、審査請求人に「資料」が存在することについての説明を行い、開示請求の趣旨について十分に確認を行うべきであった。これをしないままに、「資料」を除くと判断した実施機関の判断に誤りがある。

したがって、実施機関において、「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」中に記載のある「資料」についても、開示請求の対象であり、実施機関においてこれら資料についても再度特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 30 年 3 月 6 日	○諮問（実施機関）
平成 30 年 4 月 23 日	○弁明書及び反論書の写しを受理
平成 30 年 5 月 8 日	○審議
平成 30 年 6 月 5 日	○実施機関からの意見書受理
平成 30 年 6 月 12 日	○審議
平成 30 年 7 月 3 日	○審議
平成 30 年 8 月 13 日	○審査請求人からの反論書受理
平成 30 年 8 月 30 日	○審議
平成 30 年 9 月 18 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議

平成 31 年 1 月 23 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成 31 年 3 月 6 日	○審査請求人からの意見聴取
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
平成 31 年 4 月 16 日	○審議
令和元年 5 月 14 日	○審議
令和元年 6 月 4 日	○審議
令和元年 6 月 18 日	○審議

別表1

※行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。

字数：句読点・記号を含む。() はそれぞれ1文字

公文書名	審査会が開示すべきと判断した部分		判断理由 (本答申第5の3 (3)ウのうち(イ) ～(オ)の別)
	頁	行・事項	
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務 第8回中 間報告	1～6	全部	(イ)(オ)
	7	和歌山県 I R 基本構想（素案）の目次（抜粋）欄の2行目1字目～3字目、6行目1字目～4字目、8行目1字目～4字目、9行目1字目～4字目及び11行目1字目～4字目並びに作業状況欄の6行目、7行目、11行目及び12行目を除くすべて	(イ)(オ)
	8・9	1行目 全体スケジュール表の左欄にある項目 下から1行目	(イ)(オ)
	10	1行目～3行目 下から1行目	(イ)(オ)
	11・12	全部	(イ)(オ)
	13	1行目～3行目 5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	14～19	1行目 下から1行目	(イ)(オ)
	20	全部	(イ)(オ)
	21	1行目～3行目 調査事項等についての考え方の部分（*1の注釈を除く。） 下から1行目	(イ)(ウ)(オ)
	22～25	下から1行目	(オ)
	26	全部	(イ)(オ)
	27	1行目～5行目 7行目 下から1行目	(イ)(オ)
	28	1行目～5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	29～41	下から1行目	(オ)
	42	全部	(イ)(オ)
	43	1行目～3行目 5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	44	1行目～5行目 下から1行目	(イ)(ウ)(オ)

	45	全部	(イ) (ウ) (オ)
	46	1行目 下から1行目	(イ) (オ)
	47～54	下から1行目	(オ)
	55	1行目 下から1行目	(イ) (オ)
	56	全部	(イ) (オ)
	57	1行目～3行目 6行目 下から1行目	(イ) (オ)
	58	1行目～4行目 下から1行目	(イ) (オ)
	59～64	下から1行目	(オ)
	65・66	全部	(イ) (オ)
	67	1行目 下から1行目	(イ) (オ)
	68	3行目2字目～24字目を除くすべて	(イ) (ウ) (オ)
	69・70	全部	(イ) (ウ) (エ) (オ)
	71	4行目を除くすべて	(イ) (ウ) (エ) (オ)
	72～74	全部	(イ) (ウ) (エ) (オ)
	75	1行目～3行目 空港から公共交通アクセスの所要時間の部分 下から1行目	(イ) (ウ) (エ) (オ)
	76	1行目～4行目 方面別の需要算出の手順の部分 ※1の注釈 下から1行目	(イ) (ウ) (オ)
	77	1行目・2行目 下から1行目	(イ) (オ)
	78	1行目～4行目 方面別の需要算出の手順の部分 下から1行目	(イ) (ウ) (オ)
	79	全部	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務 第8回中間報告 (サマリ)	1～6	全部	(イ) (オ)
	7	和歌山県 I R 基本構想 (素案) の目次 (抜粋) 欄の2行目1字目～3字目、6行目1字目～4 字目、8行目1字目～4字目、9行目1字目～ 4字目及び11行目1字目～4字目並びに作業 状況欄の6行目、7行目、11行目及び12行目 を除くすべて	(イ) (オ)
	8・9	1行目 全体スケジュール表の左欄にある項目 下から1行目	(イ) (オ)
	10	1行目～3行目	(イ) (オ)

		下から1行目	
	11	全部	(イ)(オ)
	12	1行目～3行目 5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	13	1行目～3行目 調査事項等についての考え方の部分(*1の注釈を除く。) 下から1行目	(イ)(ウ)(オ)
	14	1行目～5行目 7行目 下から1行目	(イ)(オ)
	15	1行目～5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	16	1行目～3行目 5行目 下から1行目	(イ)(オ)
	17	1行目～5行目 下から1行目	(イ)(ウ)(オ)
	18	1行目～3行目 6行目 下から1行目	(イ)(オ)
	19	1行目～4行目 下から1行目	(イ)(オ)
	20・21	全部	(イ)(オ)
	22	1行目 下から1行目	(イ)(オ)
	23	全部	(イ)(オ)
和歌山 I R の事業性分析業務 中間報告書	1～3	全部	(イ)(オ)
	4	下から1行目	(オ)
	5	全部	(イ)(オ)
	6～9	下から1行目	(オ)
	10	全部	(イ)(オ)
	11・12	下から1行目	(オ)
	13	全部	(イ)(オ)
	14～25	下から1行目	(オ)
	26	全部	(イ)(オ)

別表 2

※行数：上からの数、表題・項目名を含み、空白行は除く。

字数：句読点・記号を含む。() はそれぞれ 1 文字

公文書名	審査会が開示すべきと判断した部分			判断理由 (本答申第 5 の 3 (3)ウのうち(イ) ～(オ)の別)
	頁	行	文字・事項	
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 1 回打合せ報告 書 (平成 29 年 10 月 20 日供覧)	1	協議内容欄 3 行目 4 行目	全部 1 字目～10 字目、資料名	(イ) (オ)
	3	1 行目 24 行目	1 字目～8 字目、資料名 全部	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 2 回打合せ報告 書 (平成 29 年 11 月 6 日供覧)	2	16 行目・17 行目 18 行目	全部 1 字目～10 字目、資料名	(イ) (オ)
	3	7 行目 28 行目	1 字目～11 字目、資料名 1 字目～16 字目	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 3 回打合せ報告 書 (平成 29 年 11 月 20 日供覧)	1	協議内容欄 3 行目 4 行目	全部 1～13 字目	(イ) (オ)
	2	32 行目	全部	(ウ) (オ)
	3	1 行目 9 行目 14 行目	全部 全部 全部	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 4 回打合せ報告 書 (平成 29 年 11 月 24 日供覧)	1	協議内容欄 3 行目	全部	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 5 回打合せ報告 書 (平成 29 年 12 月 1 日供覧)	1	協議内容欄 3 行目 4 行目 16 行目	全部 1 字目～6 字目、資料名 1 字目～6 字目、資料名	(イ) (オ)
	3	12 行目 30 行目	1 字目～11 字目、資料名 1 字目～4 字目	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 基本	1	3 行目・4 行目	全部	(イ) (オ)

構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 6回打合せ報告 書（平成 29 年 12 月 8 日供覧）	3	27 行目	全部	(イ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 7回打合せ報告 書（平成 29 年 12 月 15 日供覧）	1	3 行目 5 行目	全部 全部	(イ) (オ)
	2	15 行目～17 行目 30 行目	全部 全部	(イ) (オ)
	3	14 行目	全部	(イ) (オ)
	4	1 行目 5 行目 8 行目 14 行目 18 行目	全部 全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 基本 構想策定に係る アドバイザー 業務に関する第 8回打合せ報告 書（平成 29 年 12 月 18 日供覧）	1	3 行目～8 行目	全部	(イ) (オ)
	2	5 行目	全部	(イ) (オ)
	3	9 行目 16 行目	全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
	6	29 行目	全部	(ウ) (オ)
和歌山 I R 定例 会議（第 1 回） 打ち合わせ書 （平成 29 年 10 月 23 日收受）	1	議事概要欄 1 行目・2 行目 4 行目 7 行目 13 行目・14 行目 16 行目 21 行目	全部 全部 全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
	2	1 行目・2 行目 5 行目 8 行目・9 行目	全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例 会議（第 2 回） 打ち合わせ書 （平成 29 年 11 月 7 日收受）	1	議事概要欄 1 行目 10 行目 17 行目	全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
	2	2 行目 10 行目	全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例 会議（第 3 回） 打ち合わせ書 （平成 29 年 11 月 21 日收受）	1	議事概要欄 1 行目 5 行目 8 行目 14 行目・15 行目	全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)

		21 行目	全部	
	2	1 行目	全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例会議 (第 4 回) 打ち合わせ書 (平成 29 年 11 月 27 日收受)	1	議事概要欄 1 行目・2 行目 7 行目 12 行目	全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例会議 (第 5 回) 打ち合わせ書 (平成 29 年 12 月 4 日收受)	1	議事概要欄 1 行目 5 行目・6 行目 9 行目 13 行目～15 行目	全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
	2	1 行目・2 行目	全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例会議 (第 6 回) 打ち合わせ書 (平成 29 年 12 月 11 日收受)	1	議事概要欄 1 行目 3 行目 6 行目 12 行目 15 行目・16 行目	全部 全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例会議 (第 7 回) 打ち合わせ書 (平成 29 年 12 月 18 日收受)	1	議事概要欄 1 行目 4 行目 9 行目 14 行目 17 行目	全部 全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)
和歌山 I R 定例会議 (第 8 回) 打ち合わせ書 (平成 29 年 12 月 19 日收受)	1	議事概要欄 1 行目～3 行目 5 行目 7 行目 11 行目	全部 全部 全部 全部	(イ) (ウ) (オ)

[別紙]

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 29 年 12 月 19 日	和歌山 I R 基本構想策定にかかるアドバイザー契約に基づく 1. 伺い書 2. 支出負担行為票 3. 中間報告 4. ○○○○との打合せ議事録

(2) 平成 30 年 2 月 9 日付け企画第 12190001 号による非開示決定

公文書の名称	開示しない理由
和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告 (平成 29 年 12 月 18 日收受)	<p>条例第 7 条第 5 号該当 県の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>
和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する中間報告 (サマリ) (平成 29 年 12 月 18 日收受)	<p>条例第 7 条第 5 号該当 県の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>

<p>和歌山 I R の事業性分析業務 中間報告書 (平成 29 年 12 月 18 日收受)</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 県の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>
---	---

(3) 平成 30 年 2 月 9 日付け企画第 12190001 号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
<p>和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する委託契約について (平成 29 年 9 月 25 日起案)</p>	法人の代表者の印影	<p>条例第 7 条第 3 号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	担当者氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、個人を識別できるものであるため。</p>
<p>和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書</p> <p>第 1 回：平成 29 年 10 月 20 日供覧 第 2 回：平成 29 年 11 月 6 日供覧 第 3 回：平成 29 年 11 月 20 日供覧 第 4 回：平成 29 年 11 月 24 日供覧 第 5 回：平成 29 年 12 月 1 日供覧 第 6 回：平成 29 年 12 月 8 日供覧 第 7 回：平成 29 年 12 月 15 日供覧</p>	相手方氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、個人を識別できるものであるため。</p>
	<p>合意事項 協議内容※ (今後の日程を除く。) ※第 8 回については、協議内容 (P7</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 県の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に県民等の間に混乱を生じ</p>

第8回：平成29年12月18日供覧 第9回：平成29年12月27日供覧	の6.7行目を除く。)	させるおそれがあるため。 条例第7条第6号該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
--	-------------	--

※「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する委託契約について（平成29年9月25日起案）」に係る部分開示決定及び「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務に関する打合せ報告書」に係る部分開示決定のうち相手方氏名を非開示とした部分については、審査請求の対象外

(4)平成30年2月15日付け企画第12190001号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
和歌山 I R 定例会議打ち合わせ書 第1回：平成29年10月23日收受 第2回：平成29年11月7日收受 第3回：平成29年11月21日收受 第4回：平成29年11月27日收受 第5回：平成29年12月4日收受 第6回：平成29年12月11日收受 第7回：平成29年12月18日收受 第8回：平成29年12月19日收受 第9回：平成29年12月25日收受	〇〇〇〇側出席者氏名 議事概要※ ※第1回及び第5回は、議事概要(次回予定部分除く)	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、個人を識別できるものであるため。 条例第7条第5号該当 県の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 条例第7条第6号該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

※「和歌山 I R 定例会議打ち合わせ書」に係る部分開示決定のうち〇〇〇〇側出席者氏名を非開示とした部分については、審査請求の対象外